

社会保険の話(12)

年金保険その4

社会保険労務士 萩原米雄

前回に続き、公的年金制度について話を進めていきます。

Q 1 遺族年金について教えてください。

A 遺族年金は、国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が、亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金です。

	自営業者 (国民年金)	会社員・公務員等 (厚生年金)
遺族年金の 支給対象者	(1)子のある配偶者 (2)子(18歳到達年度の 年度末日を経過してい ない者または20歳未 満で障害年金の障害等 級1・2級の者)	(1)妻 (2)子、孫(18歳到達年 度の年度末を経過してい ない者または20歳未 満で障害年金の障害等 級1・2級の者) (3)55歳以上の夫、父 母、祖父母(支給開始 は、60歳から)
年金の種類	遺族基礎年金	遺族基礎年金 遺族厚生年金

Q 2 遺族年金を受給するための条件について教えてください。

A I 遺族基礎年金の支給条件

被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある方が亡くなったときに支給されますが、保険料納付済期間(保険料免除期間を含む。)が、加入期間の2/3以上であることが必要となります。

※ただし、平成38年4月1日前の場合は、死亡日に65歳未満であれば、死亡日の属する月の前々月までの1年間の保険料を納付しなければならない期間のうちに、保険料

の滞納がなければ受給できます。

Ⅱ 遺族厚生年金の支給要件

次の場合に支給されます。

- ① 被保険者の方が死亡したとき、または被保険者期間中の傷病がもとで初診の日から5年以内に死亡したとき。
(ただし、保険料納付条件は、遺族基礎年金と同様です。)
- ② 老齢厚生年金の受給資格期間が25年以上ある方が死亡したとき。
- ③ 1級・2級の障害厚生年金を受けられる方が死亡したとき。

Q 3 遺族年金の請求は、どうしたらよいでしょうか？

A 遺族年金を受給するには、速やかにその旨を国家公務員共済組合連合会の年金部年金相談室に、電話で次の事項を直接届け出てください。

- ① 死亡した年金受給権者の氏名、年金証書記号番号及び死亡年月日
- ② 遺族の氏名、生年月日および続柄
- ③ 遺族の年金受給の有無および基礎年金番号
- ④ 故人の他制度の年金受給の有無
- ⑤ 手続書類の送付先
- ⑥ 連絡先の電話番号

この届出に基づき、年金部給付第二課から、その後の手続に必要な遺族厚生年金の請求書などが届きます。

Q 4 年金からも税金等控除されると聞きましたが本当ですか？

A 65歳以上の高齢者の社会保険料及び住民税は、公的年金から天引きという方法で賦課・徴収されています。これを特別徴収といいます。

ただし、特別徴収が実施されるのは、原則として、年金額が18万円（月額1.5万円）以上ある年金受給者に限られます。よって、年金額が18万円未満の年金受給者は、特別徴

収されず、普通徴収となります。

具体的に事例で説明します。

（65歳以上の夫婦二人暮らしの場合）

前提：夫は自衛官退職後、再就職し65歳から年金生活、
妻は結婚後、専業主婦であった。

○ 夫の年金からの特別徴収

日本年金機構が支給する老齢基礎年金から、介護保険、住民税及び国民健康保険料（後期高齢者医療保険料）が特別徴収されます。

ただし、国民健康保険料（後期高齢者医療保険料）については、申請すると口座振込等とすることができます。

○ 妻の年金からの特別徴収

日本年金機構が支給する老齢基礎年金から、介護保険料及び後期高齢者医療保険料が特別徴収されます。